

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区 選挙管理委員会での決定事項について

平成27年10月20日（火）午後2時00分から開催した鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会の第1回委員会における議決事項等は下記のとおりです。

記

1 委員長

津田和美（島根県選挙管理委員会委員長）

2 委員長職務代理者

相見慎（鳥取県選挙管理委員会委員長）

3 選挙期日の公示の日における選挙長の執務場所

選挙期日の公示の日には立候補届出の受付等を行う選挙長の執務場所は、委員長の所属する県の選挙管理委員会が所在する市町村（次回の参院選は島根県松江市、次々回の参院選は鳥取県鳥取市）

4 公営物資の交付場所

選挙事務所の標札等の公営物資を交付する場所は、鳥取県選挙管理委員会及び島根県選挙管理委員会の所在する市町村

5 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程

委員長の担当事務や事務局組織に関する規程

6 政治活動用事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程

合同選挙区選挙における公職の候補者又はその後援団体が政治活動用事務所に掲示する看板等に表示するための証票に関する規程

7 上記6の証票の有効期限

平成32年3月末まで

この他に、合同選挙区選挙の管理執行上必要となる事務は、原則として各県で分けられるものは各県でそれぞれ処理することとし、分けられないものは両県共同で処理するか又は協議により担当県を決めて処理することを、基本的な対応方針とすることを委員会として確認した。